

大阪市環境影響評価専門委員会会議録

1 日 時 令和3年3月16日（火）14時00分～14時55分

2 場 所 ウェブ会議の方法により開催

3 出席者

専門委員会委員：相原 嘉之 委員 岩田三千子 委員 内井喜美子 委員

岡部 寿男 委員 近藤 明 委員 嶋津 治希 委員

西野 貴子 委員 西村 文武 委員 道岡 武信 委員

山本 芳華 委員 若狭 愛子 委員 若本 和仁 委員

大阪市：環境局長

環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡委員会（環境局環境管理部環境管理課長 他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

（1）環境影響評価技術指針の改定について

（2）その他

5 議事録

【司会】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます私、事務局の中尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は ATC 会議室におきましてウェブ会議画面の投影により公開にて行っております。

それでは開会に当たりまして大阪市環境局長の青野より御挨拶申し上げます。

【環境局長】 環境局長の青野でございます。本日は新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止の観点からウェブによる開催となりましたが、委員の皆様方におかれましては年度末の御多忙の中、環境影響評価専門委員会に御出席を賜り誠にありがとうございます。

また平素から本市の環境行政の推進に多大なる御指導、御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

先日の諮問の際にも御議論いただきましたが、環境影響評価技術指針の改定につきましては、今後の大阪市域における大規模開発事業を通じまして、SDGs の達成に貢献することを目的といたしております。

本日は前回の議論も踏まえまして、技術指針改定の考え方、具体的な環境配慮につきまして検討案をお示しいたします。この検討案を SDGs の観点から御審議いただくこととなりますが、複数の環境影響要因にまたがる内容となりますことから個々の部会設置は行わず、全体会での開催とさせていただきます。

委員の皆様方には本日、全体会の御議論でそれぞれの御専門の立場から忌憚のない御意見を頂戴いたしますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】 それでは御出席いただいております委員の皆様のお名前を御紹介いたします。

近藤会長、相原委員、岩田委員、内井委員、岡部委員、嶋津委員、西野委員、西村委員、道岡委員、山本委員、若狭委員、若本委員、以上 12 名の委員の皆様にご出席をいただきまして、映像と音声により委員御本人でいらっしゃることも、また委員間で映像と音声即時に伝わることを会長においても御確認いただいております。

また大阪市環境影響評価専門委員会規則第 5 条第 2 項の規定により、本会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、本市からの出席者を御紹介いたします。開会の御挨拶をいたしました環境局長の青野、環境局理事兼エネルギー政策室長の堀井、環境管理部長の池上、環境影響評価連絡会の他の部局から関係課長が出席しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にメールにてお送りしております「次第」、次に資料 1 としまして「環境影響評価技術指針の改定について（案）」、そして参考資料といたしまして、環境影響評価技術指針、大阪市環境基本計画の計、4 点でございます。お手元にご覧いただけますでしょうか。

ここで議事に入ります前に、ウェブ会議を進めるに当たり、御留意いただきたい事項について

御説明させていただきます。まず、マイクでございますが、御発言いただくとき以外はオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言いただく際にはマイクをオンにいただき、まず冒頭にお名前をお願いいたします。

それではこれ以降の議事につきましては近藤会長にお願いしたいと存じます。近藤会長、よろしくをお願いいたします。

【近藤会長】 それでは議事に入らせていただきます。先生方にはお忙しい中、本日の専門委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

さて、本日の議題は2月22日に大阪市長から当専門委員会に諮問のありました環境影響評価技術指針の改定についてでございます。前回の全体会において専門委員の皆様にご検討、御意見をいただきました。本日は皆様にごこれまでの御意見などを踏まえ取りまとめました環境影響評価技術指針改定の考え方、具体的な環境配慮についての改定の検討案につきまして、御議論をいただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

それでは環境影響評価技術指針の改定の検討案につきまして、事務局のほうから御説明をよろしくをお願いいたします。

【事務局】 すみません、それでは資料1でございます。お手元にお配りしておりますのはファイル名、02、資料1を御覧ください。画面でも同じものを投影させていただきます。

まず表紙でございます。環境影響評価技術指針の改定案についてということで、たたき台をお示しさせていただきます。これが最終的には答申の中身になるとお考えください。

表紙を開いていただきますと、「はじめに」がございます。ここでは2行目のところですが、大阪市では新たに SDGs 達成に貢献する環境先進都市をめざすということで、環境基本計画を改定してございます。

次のパラグラフですが、環境影響評価制度は大規模事業の実施に当たりまして、この基本計画の目標達成をめざしているということでございます。当然、新たに SDGs の考え方を盛り込んで、事業者の取組を促進していくというふうなものでございます。

こうしたことで今回諮問をさせていただきまして、最後のパラグラフでございますが、本報告は環境影響評価技術指針の改定について検討をいただき取りまとめたものとなっております。

この検討内容を受けて最終答申をいただきました折には、この報告を受けまして、制度化をしていくというふうなものでございます。

送っていただきまして、2ページを送っていただきますと、1ページがございます。改定の方針についてでございます。これは前回、御議論いただきました中身を踏まえましてつくってございます。

環境影響評価技術指針でございますけれども、3行目でございます、環境配慮事項と環境影響評価項目、及び各項目の調査、予測、手法を定めたものでございます。事業者は、環境配慮事項に基づいて、事業計画を策定いたします。

またその次ですが、事業を行った場合の環境に与える影響につきまして、環境影響評価項目ごとに調査、予測、評価を行うものでございます。

SDGs は分野横断的な概念でございます、大気質や水質など単一の環境要素に留まらず、複数の環境要素に影響を及ぼすものでありますことから、事業計画に直接働きかけることが効果的というふうになってございます。

このことから環境影響評価技術指針の改定に当たりましては、事業計画の策定手順にSDGs 達成への貢献を位置づけた上で、環境配慮事項にその達成に資する取組を盛り込むことが適当とさせていただきます。

次に2番でございます。環境配慮事項は環境配慮項目ごとに取り定めてございます。環境配慮事項の検討に先立ちまして、まず配慮項目について取りまとめてございます。

現行のところですけども、周辺との調和、以降合計6項目に分類をしておりますが、今後、災害時の都市機能の維持により、レジリエンスの向上を図る観点から、気候変動適応策への配慮、2つ目には次世代を見据えた中長期的な環境問題の克服とともに、生活の質の向上や経済の発展にもつなげる観点から、環境イノベーションへの配慮が必要ということで、以上2点、配慮が新たに必要としてございまして、これを取りまとめたものが、次の表1でございます。

表の下から2番目のところでございます。地球環境のところを御覧いただきますと、これまでの温室効果ガス、オゾン層破壊物質に加えまして、気候変動適応策、さらにその下には次世代への貢献といたしまして、環境イノベーションというふうになってございます。

これ以外にも、この後、御説明申し上げますけども、項目として特出しにはなりませんけども、例えば教育に関するものもそれぞれの配慮事項の項目の中の各所に入っております。

これは後の説明で触れてまいりたいと存じます。

3番でございます。ここからが環境配慮事項についての考え方でございます。

改定に当たりましては、次に掲げる事項を盛り込むことが適当といたしまして、それぞれ区分ごとに記載をしてございます。

まず1番の「周辺との調和」でございます。現行は地域の環境計画との整合等について、配慮を求めていますけれども、今後は我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざしております。今後、地域のまちづくりに関連する計画につきましてもこの流れを考えますと、当然、脱炭素に向けた取組が主流化してくるという傾向がございますので、これについて留意する必要がある。今後さらにこの傾向が加速するものというふうなことを促してございます。

2番目の「循環」でございます。今後、配慮が必要な項目といたしましては、プラスチックごみによります海洋汚染、それから食品ロスが世界的な課題となっていることに留意する必要があると書いてございます。

次に3番の「生活環境」でございます。今後のところ御覧いただきますと、まず1つ目でございますが、自動車からのCO₂の排出削減に向けまして、次世代自動車の導入、それから高齢化が進む地域の新しい交通システムとして、また新たな観光資源としても期待がされておりますグリーンスローモビリティ、こうしたモビリティの推進への配慮、また自動車依存の低減に向けましては、公共交通機関の利用促進に加えまして、自転車の利用促進への配慮というふうなものも必

要とさせていただきます。

歩行者空間につきましては全ての人々に配慮したまちづくりということで、バリアフリー化、次にヒートアイランドにつきましても、暑熱環境に適応し、熱中症の予防という点でクールスポットへの創出、都市景観の形成に当たりましては、眺望景観に加えて夜間景観の形成への配慮とを新たに記載してございます。

4番「自然環境」でございますが、今後のところですが、これは自然環境はCO₂の吸収機能、それから雨水の流出抑制などの防災機能に加えまして、市街地における生物多様性の関する意識を高める貴重な場ということで、新たに生物多様性の保全に資する自然環境を創出し、人に触れ合うことができる環境整備ということで少し踏み込んだ記載を書いております。

次に5番でございます。「歴史的、文化的環境」につきましては、今後も現行を環境配慮事項に基づき、引き続き地域の歴史的、文化的景観や文化財の保全への配慮が必要ということで、現行をなぞる形になってございますけれども、記載してございます。

6番の「地球環境」でございます。今後のところですが、太陽光発電に加えまして、地中熱や下水熱など大阪の地域特性に応じたエネルギー、それから水素などの次世代エネルギー、さらには再生エネルギーの調達ということで、エネルギーの脱炭素化への配慮を記載してございます。

またエネルギー管理につきましては、合理化、効率化ということになるのですが、今回、新たに最新のデジタル技術や行動科学の知見活用と、いうふうなことを盛り込んでございます。

次ですけれども、建築物、これは1回建築されますとなかなか長いこと使用しますので、新築段階における対策が重要という観点から、外皮性能の向上、熱負荷の抑制などについて記載しておりますとともに、国産木材の利用促進につきましても触れてございます。

最後のところですが、気候変動によります影響に対処し、ということで個別・分散型エネルギーシステムの導入、それから地下空間におけます浸水対策ということへの配慮も必要というふうに記載してございます。

7番でございます。「次世代への貢献」ということで、今後のところですが、1番のところでも申し上げましたが、2050年のカーボンニュートラルの達成ということになりますと、これまでの延長線上にない取組が不可欠ということで、社会実装に向けた開発・実証段階にあるような革新的な技術の導入についても配慮が必要ということで新たに記載をいたしました。

こうした考え方を踏まえまして、次の表2にはその環境配慮事項を整理してございます。この表ですけれども、これは現行の環境影響評価技術指針にも同じように表がございまして、これを改定案に、この内容に、表のように反映したものということでお示しをさせていただいております。

一番右側の欄には方法書の記載例というふうになってございまして、こちらは環境影響評価技術指針の参考資料としまして、大規模建築物を建てる場合を想定したこの、それぞれの環境配慮事項が求めているレベル感をイメージさせていただくために記載例としてつけているものでございます。環境配慮事項をセットで御覧いただければと思います。

ではまず、「周辺との調和」でございますけれども、この下線のところ、今、説明申し上げました

ところをキーワードとして、赤線をつけてございます。

まず、脱炭素社会の実現ということで、2050年のカーボンゼロを想定して環境計画との整合を図っていくということで、具体例を申し上げますと、再生可能エネルギーの導入、水素、それからこれは関連事業者との連携が必要になりますけれども、サプライチェーンの構築によりまして、低炭素化を図る。またエネルギーの多重化によって災害への対応力の強化、いうふうなことを考えてございます。

次に「循環」でございます。循環ではプラスチックごみと食品ロスというふうに申し上げましたけれども、記載例といたしましては、給水スポットの設置によりましてペットボトルを想定してございますけれども、プラスチック類を含むごみの削減、また大規模建築物となりますと、飲食店等の入居テナントが入ると、いうことを想定しまして、飲食店に対する小盛りメニューの設定でありましたり、これによりまして食品ロスの削減、それから生ごみからのエネルギー回収なども想定されるのではないかということで、記載例を記載してございます。

3番目でございます。「生活環境」のところでございます。こちら、自転車のことについて触れてございます。駐輪対策や通行環境の整備、自転車の利用促進ということでなっております、記載例としましては、具体的に申しますと駐輪台数、必要な駐輪台数の駐輪場を整備、それからこの駐輪場での案内、誘導、それから開発区域内に自転車道を設けるということで利用促進を図るというふうなことを記載例としてございます。

次に自動車の車両でございますが、電気自動車、燃料電池自動車など次世代自動車の導入。そ

れから電気自動車につきましては、充電設備の設置につきましても検討することを求めたいと考えてございます。また地域のニーズに応じたモビリティということで、右を御覧いただきますと、上には電気自動車の導入、中段のところはEV用の充電設備を駐車場に設置すると。それからカーシェアリングの場合に当たってはその車種、電気自動車の採用について検討と。一番下にはグリーンスローモビリティ、新たな移動手段にも配慮のついた整備について検討と、いうふうなことを新たに記載してございます。

送っていただきまして、3-5の都市景観のところでございます。都市景観のところですけども、下線引いてございます眺望景観、夜間景観の形成ということで、具体例を御覧いただきますと、中段よりやや下のところです。大阪市の景観読本に記載しているような主要な視点場からの眺めに配慮すると。大規模建物を中心としたシルエットの形成やライトアップによりまして、魅力的な眺望景観や夜間景観の形成に取り組むとしてございます。

ヒートアイランド対策でございますが、人口排熱等の低減に加えまして、クールスポットの創出ということで、右の欄を御覧いただきますと、下線部、樹冠の大きな樹種を適所に配置ということで、緑陰を大きくすることでクールスポットの創出に努めることなどを想定してございます。

交通安全のところでございますが、中段、高齢者や障がいのある人を含めた歩行者の安全性、快適性の確保に努める、ということで右の欄にはバリアフリー動線によって、駅と計画地の地下を結ぶ。車いす利用者などを含む歩行者の安全で快適な移動経路を確保、というふうなことを例示してございます。

次に「自然環境」でございます。こちらは土地利用や施設の検討に当たってはというところな
のですけども、生態系ネットワークの維持・形成に寄与する自然環境を創出するとともに、普及
啓発活動にも努めることとしてございまして、右側の記載例ですけども、生物の生息、生育に適
した樹種によります緑地、それからビオトープの整備を行うということと、生物観察会の開催な
ど、地元地域と連携して自然に親しめる場としての活用にも務めるということで、こうした場所
を自然にふれられる機会として使っていただくというふうなことについても例示をしてございま
す。

それとともに自然とのふれあい活動の場でございますが、中段でございます。自然とふれあう
ことのできる緑地空間、親水空間の創出に努め、体験、学習できる場としての活用にも努めること
としてございまして、右側を御覧いただきますと、計画地内の緑化、それから高木を配置し緑陰
の創出。下のほうに行きますと市民農園として、屋上緑化の一部を整備し、市民が体験を通じて
自然体験、学習できる場としての活用を図るということで記載してございます。

このあたりは項目出しとしては区分には新たにできませんでしたが、学習についての受け
皿にもなるということでこういう記載をつけてございます。

「歴史的、文化的環境」は今までどおりでございまして、6番の「地球環境」でございます。自
然光や自然通風の活用、それから地中熱、下水熱ということで、地域の特性に応じたエネルギー。
それから中段、水素などの新たなエネルギー、さらには再生可能エネルギーの調達ということで、
脱炭素化ということを明記してございます。右側にはそれぞれ具体例としましては、中段のところ

ですけれども、海水や河川水の熱を利用する、あるいは帯水層蓄熱技術を利用した熱供給施設を導入、というふうなことであります。

燃料電池は水素を利用したエネルギーシステム、それから低層棟で想定されますのは、ZEB化を図ることであります。また、片や、高層階を含めると再エネの調達という方法も考えられるのではないかとということで例示をさせていただきます。

次に建築物の向きや室配置でございますけれども、こちらは日射の遮蔽、断熱性ということで、熱負荷の抑制に努めることを新たに記載させていただきます。具体例は日射の抑制をする室配置と併せて、庇や外ルーバー、それから断熱性の高い窓ガラスということで、Low-E 複層ガラスがございます。梅田3丁目計画などではこれが採用されました。こういったものの採用によりまして、熱負荷の抑制にも努めるということでございます。

次に同じく外壁ですけれども、国産木材の利用を図るということで、外壁、それから内装材に国産木材の利用に取り組むというふうなことを記載させていただきます。

次にデジタル技術を用いた、あるいは行動科学の知見の活用によりまして、エネルギーの合理化、効率化の利用ということでございます。右側にはBEMSの導入はもちろんでございますけれども、AIなどのデジタル技術の活用、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るとともにエネルギーの使用量を見える化することで、入居テナント、あるいは来訪者に対する省エネ意識の向上ということで、ここでも一つ、学習の要素を加えてございます。

気候変動適応策でございますが、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムということで、

右側の例ですけれども、建物間のエネルギー融通によりますエネルギーの面的利用、あるいは太陽光発電と燃料電池、蓄電池の活用によります、災害時に必要な電源確保を行うことなどを記載してございます。

次ですけれども、避難場所の提供、浸水対策等に取り組むということで、これは防災のことを書いているのですけれども、右側を御覧いただきますと、避難確保計画の作成、それから避難訓練、それから下半分のところでも、止水板を設けて地下空間における浸水対策、それから熱源や電気設備が浸水による影響を受けないように、施設の設置場所に配慮すると、いうふうなことを例示してございます。

最後に次世代への貢献ということで、イノベーションについての記載がございます。開発、実証段階にあります革新的な技術について導入を検討ということでございまして、具体例として1つだけ挙げさせていただきます。発電、蓄電、それから熱源設備等の散在しますエネルギー源を一括制御することで、電力需給の調整を行う、バーチャルパワープラント、VPPと呼ばれておりますが、各地で実証事業等が盛んになってきてございます。こうした事業にも参画するというふうなことで、取り組めるというふうなことで1つ、例示をさせていただきました。

これまでが環境配慮事項とその具体例ということで記載例を書いてございます。

4番にはその他ということで、この制度が機能させていくためにさらに1つ、加えております。

本制度で対象とする事業は、評価書の作成後、工事完了までにも長時間を要するものが大半でございます。この間に科学技術が常に進化しております、進展しておりますことから、準備書をつ

くった後も、実際やるときに進んだ技術があればその最新の知見を参考に、より効果的なものを選択、事業計画に反映していく必要があるということで、これも前回、御意見頂戴しましたことを踏まえまして、記載を新たにさせていただきます。

最後に「おわり」でございますが、今後、環境影響評価を通じて、市域の大規模事業が経済、社会、環境の統合的向上に資するものとなるようにということで、ここに1つ、書いておりますけれども、事業計画を検討する早期の段階から、環境配慮がSDGs達成に資する内容となるように制度の運用を要望すると、ということで本市の条例では配慮書の手続がありませんけれども、今の指針をさらに有効に機能させるためにということで、事業計画を検討する早期の段階から行われるように、というふうなところを書かせていただいております。

最後に参考ということで、1枚ものの大きな資料をつけてございますが、こちらは今回、改正をいたします環境配慮事項が拡充するわけでございますけれども、もともとこのSDGsの17のゴールに貢献できているものを一重の丸印、今回の改正によりまして、さらに貢献が強まるといいますか、さらに貢献が果たせると考えられるものを二重丸、また今回新たに追加されるということが黒丸印で記載をしてございまして、およそ、それぞれの環境配慮事項がこの17のゴールにどこをカバーしているのかと、いうふうなところを一覧表にしたものでございますので、御参考にさせていただきます。

以上が環境影響評価技術指針の改定案についてでございます。以上御審議よろしくお願ひ申し上げます。

【近藤会長】 どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明は、環境影響評価技術指針の改定の検討案について、皆様方の御意見などを踏まえたものを、まとめていただいたものでございますが、今の御説明を聞いていただきまして、何か補足することとか、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

御発言はマイクをオンにして、それで名前を言ってから発表してください。よろしく願いします。

【若本委員】 若本と申します。よろしいですか。

景観の部分が私の専門ということになるのですが、事前にお伝えすればよかったのですが、今日、拝見した8ページの記述ですね。眺望景観、それから夜間景観が重要なので、これからはここにも注目して配慮してくださいということの趣旨で入れられているのですが、この文章だけだとかなり眺望景観と夜間景観が大きく取り上げられ過ぎて、本来やるべき、もうちょっとベーシックな景観に対する配慮というのが薄まっているような気がしましたので、例えば「修景することにより」の後、「眺望景観や夜間景観を含む地域の特性に応じた良好な都市景観の形成に努めること」とか、そのように書いていただいたほうがいいかなと思いました。

あと、もしこれ眺望景観を一生懸命されるのであれば、かなり広域な範囲での風景を見た場合のことをおっしゃっているので、最後の参考のSDGsのところは、パートナーシップのところは二重丸にしないと、なかなか達成できないかなというようなことも思いました。私からは以上です。

【近藤会長】 事務局のほう、今の御意見について何かあるでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、パートナーシップのところはそうですね。必要なことと存じまして、早速、追加をさせていただきたいと思います。あと、この景観に関する記載の分につきましてですけども、都市計画局というのは泉課長、すみません、何かございますでしょうか。

【都市計画局】 都市計画担当課長、泉でございます。ただいまいただいた御意見ですけども、昨年の10月に景観計画を変更しております、その中で眺望景観、夜間景観を中心に進めていくということになっております。先ほどいただいた意見で反映させていただきましたら非常にありがたいと思っております。

【事務局】 ちょっとその部分、盛り込む方向で修正をさせていただきたいと存じます。

【近藤会長】 ありがとうございます。ではほか、委員の皆様方、何か御意見ございませんでしょうか。

【内井委員】 大阪大谷大の内井です。よろしいでしょうか。

【近藤会長】 お願いします。

【内井委員】 10ページの4、動植物、生態系のところなのですが、下から2番目のところ、グレーの編みかけの部分ですが、生態系ネットワークの維持・形成に寄与する自然環境を創出するとともに、というところなのですが、もともとある自然環境を保全するという観点も入れていただきたいので、例えば、自然環境の生態系ネットワークの維持・形成に寄与する自然環境の保全、

創出に努めるとともに、といったような表現にすることはできるでしょうか。今のままだと何か、元のやつは壊しても新しくつくればいいみたいな感じに取れてしまうところがあるので、現状を保全するという意味も込めて少し表現を工夫していただきたいのですけれども。

【近藤会長】 事務局のほういかがでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。「保全・創出」という記載になりますでしょうか。

【内井委員】 そうですね、そのような感じでお願いできればと思います。

【事務局】 承知いたしました。

【近藤会長】 ありがとうございます。ではほか委員の皆様方に、何かございませんでしょうか。

【岩田委員】 すみません、岩田です。

【近藤会長】 お願いします。

【岩田委員】 11 ページの一番上の、4-3の自然景観というところから、もしかしたら関係あるかもしれないのですが、特に5番の歴史的、文化的環境というところで、5の1の右端のところに、「地域の歴史的・文化的景観との調和を図るとともに自然景観に映える温かみのある色使いを心がける」と書いてあるところですが、材質というのもすごく大事だと思いますので、プラスチックに色をつけて、何か満足するというような受け取り方をされるのでは困るかなと思いついて、何か材料っていうような言葉も入れていただけたらありがたいかなと思いました。

【近藤会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 材質がよろしいですね。「色使いを心がけるとともに」か、その前にですかね。

【岩田委員】 はい。

温かみのある材質、材料、色使いと、何かそういうふうにお願ひできますでしょうか。

【事務局】 分かりました。ちょっと一度、修正案をおつくりさせていただきます。

【岩田委員】 お願いします。

【近藤会長】 ありがとうございます。ほか、委員の皆様方、何か御意見ありますでしょうか。

ではちょっと私から、11 ページの 6-1 ですね。右欄ですが、ここで低層棟というのをあえて入れてるということは、高層棟ではなかなか Z E B は難しいと、こういうことを思って書かれたと、こういう認識でよろしいでしょうか。

【事務局】 何も書かずに Z E B というふうにも一旦考えたのですが、環境アセスメントの対象となりますような大規模建築物となりますと、150 メートル以上の建物で床面積が 10 万平米を超えるということになってまいりますと、逆に現実味があるのかと言われる可能性があると思ひまして、あえて低層棟で Z E B を書きまして、その後には高層棟含めてというところにはエネルギーの調達というところで少し、現実感と調和を出したつもりではおります。

【近藤会長】 分かりました。多分、Z E B の定義で、完全な Z E B がネット、ゼロになって、あと N e a r l y Z E B とかいろいろあると思うので、これでもいいかと思ひますけれども、そこはちょっとどうなのかなと思ひたことで。

【事務局】 先生、おっしゃるのは例えば、Z E B オリエンテッドとか、そういうことを。

【近藤会長】 そうです。

【事務局】 一応、もう一回、確認をさせていただきたいと思います。

【近藤会長】 お願いします。じゃ、ほかの先生方、どうでしょうか。いかがでしょうか。もうこれでもよろしいでしょうかね。ほか修正等とか。

【岩田委員】 すみません、岩田です。

【近藤会長】 お願いします。

【岩田委員】 9ページの交通安全、3-8の交通安全というところなのですが、9ページです。今、7ページ行ってます。下の9ページ数の9というところをお願いします。そこです。一番最後に歩行者のほうの安全性、快適性の確保に努めると書いているのですが、安全性、快適性ともう一つ、利便性というのが重要なキーワードかなと思ひまして、入れていただけるとなればお願いしたいなと思ひました。むしろ快適性というよりも利便性なのかなっていう、この言葉に変えてもいいのかっていうふうに思ひました。

【近藤会長】 ありがとうございます。どうでしょうか、事務局のほう、いかがでしょうか。

【事務局】 すみません、ちょっと確認なのですが、利便性と先生、おっしゃられましたのは、素人的な言い方で恐縮ですけど、不便がないから利便があがるとか、アクセスがよくなるから、何と云うか、利便がよくなると、そういうふうに解釈すればよろしいわけですかね。

【岩田委員】 そうですね。それでバリアフリー動線というのが一番最初の言葉に来ているのですが、多分、段差のないというふうなことを発想されているのだと思ひますが、ほかにもいろいろ利便性を、快適性を高める手段というのが、例えば情報をどういうふうにしてるかとい

うふうな、情報の提供ということもすごく大事ということもありまして、歩行者の安全性はもちろんなのですが、そういうことも含めて快適という言葉よりもむしろ利便性を重要視したほうがいいのかっていうふうには思いました。ただ快適という言葉も大事なので利便性を加えていただけるのかというふうに思います。いかがでしょうか。

【事務局】 承知いたしました。今の御説明、伺いまして、よく分かりました、理解いたしましたので、ちょっと関係局、福祉関係のところ、今日、いないのですけども、そこも調整をしまして、利便性という言葉を盛り込む方向で検討させていただきまして、修正案をまた用意させていただきたいと存じます。

【岩田委員】 お願いいたします。

【近藤会長】 ありがとうございます。ほか、委員の皆様方、何かございませんでしょうか。

【嶋津委員】 すみません、よろしいでしょうか。

【近藤会長】 お願いします。

【嶋津委員】 近畿大学の嶋津です。7ページ目の生活環境の上から3番目の黒字のところ、自転車のことが記載されていますけれども、最初の部分は自転車だけの利用促進になっていて、右側の環境配慮の内容のところでは、開発区域内等に自転車道など、等があるのですが、これはちょっと何かよく分からないなど、自動車道のほかに何を開発、設けるのかなど。それともう一つは自転車というのは電動自転車とかは入らないのかとか、その辺がちょっと疑問に思いました。どのように考えられているか教えてください。

【近藤会長】 事務局のほうから、お願いします。

【事務局】 担当しております所管の部局に確認をさせていただきまして御回答させていただきたいと存じます。自転車の利用促進のためにはその自転車が通りやすい環境整備をしないとけないと、いうふうなことを計画の中に盛っております、したがって、インフラを整備するのは大阪市でございますけれども、開発、大規模開発ともなりますと、その地域内の中に、自転車のアクセス性をあげるようなスペース、あるいはその通路を設けるといふ、そういう趣旨ではございます。

【嶋津委員】 趣旨は分かりました。自転車というのは電動自転車とか、そういうものまで含まれるのでしょうか。

【事務局】 恐らく、入るはずです。

【嶋津委員】 ああ、そうですか。担当部署の御回答をいただければと思います。

【事務局】 すみません、今、即答できませんので申し訳ございません。

【近藤会長】 ありがとうございます。ほかに委員の皆様方、何かございませんでしょうか。

【西村委員】 京都大学の西村です。

【近藤会長】 お願いいたします。

【西村委員】 すみません、最後の19枚目の環境配慮事項とSDGsの各ゴールとの対応の表のところですが、この表の3-1の左も絡むのですけれども、14番目に施設の規模、配置及びのところで、水質汚濁のことにも言及されていますので、SDGsの6番の安全なトイレと水を

世界中というところ、水と衛生という、あるいは化学物質と衛生というところも関わるのではないかなと思いましたので、細かい点ですけれども、丸があったほうがいいのではないかと思います。

【事務局】 ありがとうございます。この場合、白丸をつけるのが多分、適当でしょうかね。

【西村委員】 そう思います。

【事務局】 ありがとうございます。修正させていただきます。

【西村委員】 よろしくをお願いします。

【近藤会長】 ありがとうございます。ほか、委員の皆様方、何かございますでしょうか。よろしいでしょうかね。大体、御意見出そろったように思いますので、事務局のほうから御意見に対してすぐに修正しますという意見と、少し検討して御提示しますという、2通りの御回答があったと思うのですけれども、もし委員の皆様方に差し支えがございましたら、会長の私のほうに御一任いただきまして、本日の議論を踏まえて修正案を取りまとめさせていただきたいと思っているのですけれども、委員の皆様方がでしょうか。よろしいでしょうか。

(「お願いします」の声あり。)

【近藤会長】 いいですか。ありがとうございます。そうしましたら報告書として、取りまとめが出来次第、委員の皆様方に御報告をさせていただきたいと思いますので、またその節はよろしくお願いいたします。

また専門委員会から市長宛ての答申書について、後日、私のほうから市の方にお渡ししたいと

思いますのでその点についても御了承お願いいたします。

そのほか事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】 すみません、もう一つだけ、お願いしたいことがございます。今回の技術指針の改定でございますが、実は今回、諮問しております案件以外にもう一点、改正を考えてございます。

それは、実は押印の廃止、いわゆるはんこレスでございまして、この環境影響評価技術指針、今日、参考資料でおつけしておりますけれども、実はこっち側には巻末に、環境影響評価図書の提出様式、様式集をつけてございます。今、画面に投映させていただきます。この様式を定めておりまして、事業を行う事業者が市長宛てに提出してくる表紙でございます。ここには届出者の住所、氏名とともに印というのがございまして、法人にあっては代表者の印を押すというふうなことになってございます。

御承知のとおり、新型コロナウイルスの蔓延等を契機といたしまして、政府または地方ともに、事業者の負担を軽減する観点からこうした届出、法律を含むものも含めてですけども、届出の印というのを廃止するというふうになってございます。大阪市におきましてもこの方針を立てまして、関連する事業者からの提出資料の押印をいうのは廃止すると、はんこレスを進めるというふうになってございます。つきましてはこの様式につきましても同様にはんこレスの取り扱いとさせていただきますと、こういうものでございますので御説明をさせていただきました。以上でございます。

【近藤会長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきましてはここで議論する必要もな

いかと思いますので、専門委員会としての確認事項とさせていただきたいと思いますので、委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

そのほか、特にないようであれば本日の議題につきましては以上で終了させていただきたいと
思います。では事務局のほう、よろしくお願いいたします。

【事務局】 近藤会長、並びに委員の皆様におかれましては、本日の御審議誠にありがとうございました。

これをもちまして大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。